



「事業承継支援ネットワークちば」は、県内中小企業の皆様の円滑な事業承継のため、県・市町村、商工団体、金融機関、その他中小企業支援機関など106の機関が協力して支援するネットワークです。
 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター(ネットワーク事務局、千葉商工会議所内)がワンストップ窓口となり、常駐する専門相談員が無料で相談をお受けしています。
 どんな小さなことでも結構ですので、まずはお気軽にご相談ください！(秘密順守、相談無料)

【ワンストップ相談窓口】事業承継支援ネットワークちばポータルサイト
<https://portal.chiba-jigyohikitsugi.jp/>



☞ 申込方法：FAXまたはホームページのお問い合わせフォームからお申込みください。
 受付後、担当から「希望連絡先」にご連絡いたします。

パソコン
 スマートフォンでのお申込み

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター【公式】



FAXでのお申込み **043 - 305 - 5273**

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター行

<FAX相談申込書> お申込日 年 月 日

(フリガナ) 事業所名	(フリガナ) 代表者名 (歳)		
所在地	(フリガナ) 相談者名 (代表者との関係)		
TEL (会社)	希望連絡先 TEL	※携帯電話可	
FAX (会社)	設立年月	年	月
業種	取扱商品		
従業員数	人(うちパート 人)	資本金	万円
ご相談内容を チェックしてください	<input type="checkbox"/> 親族内承継 <input type="checkbox"/> 親族外承継 (<input type="checkbox"/> 従業員等 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 譲受) <input type="checkbox"/> 経営者保証 <input type="checkbox"/> 廃業 <input type="checkbox"/> その他全般		
具体的な相談内容			

※ご提出いただいた個人情報は、法令の定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや第三者に提供することはありません。



事業承継の準備は出来ていますか？

後継者候補は決まっていますか？

後継者の教育を含めると5年～10年の準備期間が必要です。
 経営者の平均引退年齢は70歳前後

事業承継アンケート・課題等の整理シートを使って、
 事業承継の準備状況や承継への課題を整理してみましょう！

- ◆ 県への特例承継計画提出期限は令和6年3月31日
 自社株式の相続・贈与には税金がかかります。
事業承継税制(相続税・贈与税の納税猶予、免除)の特例措置が受けられます。
- ◆ **事業承継計画書**作りませんか!?
 専門家がお手伝いいたします。
- ◆ **廃業・休業を考える前に相談を!**
 あなたの会社、承継されるかもしれません。



チーバくん

千葉県事業承継ワンストップ相談窓口に相談を
 月～金(祝日を除く)9:00～17:00

☎ 043-305-5272

<https://chiba-jigyohikitsugi.jp/>



経済産業省関東経済産業局 委託事業
 千葉県 (受託機関：千葉商工会議所)

事業承継・引継ぎ支援センター



千葉県事業承継・引継ぎ支援センターは、
国が設置した公的機関だから安心！



当センター関係者は
全員守秘義務を
負っておりますので、
安心してご相談
いただけます。

事業承継に悩むすべての中小企業者を
全力でサポートします！

後継者が
いない

事業承継の進め方
がわからない

従業員が引き継いで
くれる場合の手続は？

廃業を
考えているが？

etc...



あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください

- ◎事業承継(親族内・第三者)に関するご相談
- ◎M&Aマッチング支援
- ◎専門家派遣による事業承継計画書策定支援
- ◎廃業に伴う経営資源の引継ぎ及び専門家への橋渡し など

相談
無料

県内の商工団体で開催されている出張個別相談会に申し込みます



千葉県事業承継・引継ぎ支援センター【公式】

で検索

ホームページ内の

お問い合わせ
ご相談申込フォーム

からお申込みください



今なら、県の事業承継助成制度が利用できます。

例) 株価算定料
100万円

助成率1/2, 限度額50万円

50万円に！

負担額50%減

助成金
(県)

- ・事業承継を目的に使える県の助成金があります。(助成率1/2、助成限度額50万円)
- 株価など企業価値の算定委託料
- M&Aの仲介委託料、着手金、登録料
- 後継者育成のためのセミナー等受講料
- 事業承継計画の策定委託料

後継者探し
(スモールM&A)

補助金
(国)

- ・事業承継時に使える国の補助金もあります。
- 事業承継・引継ぎ補助金【経営革新事業】補助率：1/2・2/3
- 【専門家活用事業】補助率：1/2・2/3
- 【廃業・再チャレンジ事業】補助率：～2/3

事業承継
税制

- ・非上場会社の自社株式を後継者に贈与・相続する場合、所定の要件を満たせば、贈与税・相続税の納税猶予・免除が可能となります。

千葉県事業承継・引継ぎ支援センターの成功事例



譲渡先: 有限会社佐藤金属工業 様

(金属製品製造業)

譲受先: 有限会社市東製作所 様

(電子デバイス・電子精密部品製造業)



(有)佐藤金属工業様は設立57年が経過し、経営者の高齢化及び後継者不在で経営が困難になり、東金商工会議所の経営指導員を介してセンターに相談。経営指導員は、(有)市東製作所が工場を探していることも把握していたので、センターへの譲受相談を助言し、マッチングの段取りとなった。交渉は円滑に進み、契約締結に至る。東金商工会議所が会員企業の事業承継ニーズを細かく把握していたことがポイントとなった事例。

M&Aの意義(譲渡先紹介: 商工団体 ⇨ 引継ぎ支援センター ⇨ 譲受先紹介: 商工団体)

- ①譲渡側：従業員の雇用が守られ希少性の高い技術が継承された。
- ②譲受側：新規事業への参入及び工場の拡大により生産ラインの効率化が図れ、新たな設備投資や増員が可能になった。